

令和8年設楽町公告第8号

予防接種法施行令第5条の規定に基づき、定期の個別予防接種を次のとおり実施する。

令和8年4月1日

設楽町長 土屋 浩

1 予防接種の種類、対象者

予防接種の種類	対象者
ロタウイルスワクチン ※1	1価 生後6週～24週の者 5価 生後6週～32週の者
ヒブワクチン	生後2月～5歳に至るまでの期間にある者
小児肺炎球菌ワクチン	生後2月～5歳に至るまでの期間にある者
B型肝炎ワクチン	生後2月～1歳に至るまでの期間にある者
日本脳炎ワクチン	9歳～10歳に至るまでの期間にある者 接種勧奨差し控え期間中に、1期2期の予防接種を逃した20歳未満の者
2種混合ワクチン (DT)	11歳～12歳に至るまでの期間にある者
ヒトパピローマウイルスワクチン	小学6年生～高校1年生相当の女子
肺炎球菌ワクチン	接種時に65歳の者、または接種時に60～64歳で、心臓、腎臓又は呼吸器等の慢性の病気に罹患している(身体障害者手帳1級相当の障害を有する)者
インフルエンザワクチン※2	
新型コロナウイルスワクチン※3	
帯状疱疹ワクチン	今年度65・70・75・80・85・90・95・100歳になる者 接種時に60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な者

2 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

※2は令和8年10月15日から令和9年1月31日

※3は令和8年10月15日から令和9年3月31日

3 実施場所

月新堂医院、伊藤内科、つぐ診療所、その他愛知県内の広域予防接種協力医療機関
で実施可

※1は月新堂医院では接種できません

4 注意事項

医療機関に予約して接種すること
予防接種の手引きを熟読し接種を受けること